

長瀬町情報系システム機器等更新業務

公募型プロポーザル実施要項

令和5年5月

長瀬町 企画財政課

1 目的

この実施要項は、「長瀬町情報系システム機器等更新業務」を公募型プロポーザル方式において、参加事業者に提案を募り、その提案の中で内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者のシステムを選定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

※ なお、構築する機器等に係る費用は、町が別途入札を実施して決定したリース会社とのリース契約により対応するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

長瀬町情報系システム機器等更新業務

(2) 業務内容

別紙「長瀬町情報系システム機器等更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

※ 契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部変更する場合がある。

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 期間

ア システムの構築・機器導入

契約締結日から令和6年2月29日

イ システムの稼働日及びその後の運用保守期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日の60ヶ月

※ ア及びイの期間は本町が想定している期間であり、正式な期日については、契約時に決定するものとする。

(5) 提案目安額

44,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記の金額は、企画提案の規模を示すためのものであり、本町が希望している金額の目安である。

※ 上記の金額は、運用保守費用を含む。

(6) 提案上限額

48,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記の金額を超えての提示は不可（失格）とする。

3 参加資格要件

プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

(1) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

(2) 平成31年4月1日以降の業務実績として、地方自治体におけるネットワーク強靱化事業の

L GWAN接続系ネットワーク、サーバ等及びインターネット接続系ネットワーク、サーバ等の構築に係る業務の履行実績があること

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は再生手続きをしていない者
- (5) 長瀬町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (6) 長瀬町の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年長瀬町告示第38号及び第48号）による指名停止措置を受けていないこと
- (7) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと
- (8) その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができる者

4 スケジュール

本事業の事業者の募集、選定及びスケジュールは以下のとおり。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
実施要項等の公表	令和5年5月 1日（月）
質問書の提出期間	令和5年5月22日（月）午後5時まで
質問に対する回答の公表予定	令和5年5月29日（月）
参加書類の提出期限	令和5年6月12日（月）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和5年6月16日（金）
選定審査会の審査結果の通知	令和5年6月下旬
契約締結	令和5年6月下旬

5 質疑回答

- (1) 提出書類
質問書（様式第1号）
- (2) 提出方法
提出は、後述の「11 担当・提出先」に記載のメールアドレスに送付すること。
※ メール受信確認のため、担当まで電話で送付した旨を連絡すること。
- (3) 提出期限
令和5年5月22日（月）午後5時まで
- (4) 質問への回答
質問に対する回答は、令和5年5月29日（月）に長瀬町ホームページで公表する。

6 参加書類の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要書（任意様式）

ウ 同種・類似業務実績（任意様式）

エ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していることが分かる書類

オ 提案書（任意様式）

※ 専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

※ 以下「7. 審査の方法（2）審査の基準」に記載の項目1から7の順に、わかりやすく記載すること。

カ 工程表（任意様式）

キ 見積書（様式第3号）

※ 見積書には、本事業費の総額（貸借利率を含まない額）を記載すること。

※ 費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。

※ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額に消費税額を加算すること。

(2) 提出方法

提出は、後述の「1.1 担当・提出先」に記載のメールアドレスに送付すること。

※ メール受信確認のため、担当まで電話で送付した旨を連絡すること。

(3) 提出期限

令和5年6月12日（月）午後5時まで

7 審査の方法

(1) 選定方法

「長瀬町情報系システム機器等更新業務プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）」において、提案書等から総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を契約候補事業者として選定する。

本サービスによってもたらされるものについて、一定の質を確保するため、評価点には最低の基準点を設定するものとする。

選定にあたっては、「(2) 審査の基準」に記載した審査点を総合的に判断し、評点方式にて選定を行う。なお、得点が同点数となった場合には、見積額以外の評点が高い事業者を上位とする。

※ 参加事業者が1者のみの場合であっても審査は行うものとし、この場合は、設定した最低の基準点以上の点数を獲得すれば事業者として選定するものとする。

(2) 審査の基準

番号	評価項目	主に記載すべき事項	配点
1	本サービスに対する取組み	・サービスの提供体制 ・類似実績 ・当町の課題の把握 等	15

2	全体構成・セキュリティ	・ネットワークや機器構成 ・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドライン」（総務省）との適合性等	40
3	ネットワーク分離ソリューション（利便性・機能改善）	・利便性 ・現行システムから改善される機能等の有無	15
4	運用保守・サポート	・導入後のサポート体制等	15
5	見積額	・7.5点 × ((48,400,000円－見積額) / 4,840,000円) ※ 上限は15点とする。	15
合計			100

8 契約方法等

(1) 事業者の特定

審査委員会により選定した契約候補事業者を、本業務に係る随意契約等の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当する場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ア 最優秀者が、「9 失格事項」に該当した場合又は該当することが判明した場合
- イ 最優秀者が、本業務を辞退した場合
- ウ その他の理由により、最優秀者を本事業の相手先として特定できない場合

(2) 契約形態

リース契約の範囲は協議して決定するものとする。

リース契約以外の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び長瀨町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成20年条例第26号）の規定による長期継続契約（5年）とする。

ただし、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合が生じたときは、契約を変更又は解除するものとする。この場合において、この契約の解除により損失が生じたときは、当該損失に伴う補償額を長瀨町及び契約業者で協議し、その損失の補償を長瀨町に請求することができるものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提案書の作成形式及び留意事項に示された要件に適合しておらず、適正な評価及び審査に支障をきたす場合

- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は参加事業者の負担とする。
- (2) 参加事業者は1つの提案のみを行うこととする。
- (3) 本審査において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しない。ただし、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (7) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。また、選考方法及び選考内容についての問合せにも応じない。
- (8) スケジュールに変更がある場合は、その都度、参加事業者に連絡する。
- (9) 提出した書類等の内容やシステム著作権、特許等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを無断で使用した結果で生じた責任は、参加事業者が負うものとする。
- (10) 検討すべき事項が生じた場合は、長瀬町と業務委託請負者で別途協議する。

11 担当・提出先

長瀬町役場 企画財政課 企画担当

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

電話 0494-69-1100 (直通)

E-mail kikaku@town.nagatoro.saitama.jp